

平成30年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者入試C日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 司法試験用六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 以下の〔事実〕(1) から (4) を前提として、下記の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔事実〕

- (1) Aは、2013 年頃より、倉敷市内にあるAの自宅において、内縁の妻Bと同居して生活している。また、2014 年 9 月 1 日の時点で、Aは、岡山市内に甲土地を所有しており、不動産登記簿上もAを所有者とする登記がなされていた。
- (2) Bは、2014 年 9 月 1 日、Aの自宅にあったAの実印・印鑑登録証明書・甲土地に関する登記識別情報をAに無断で持ち出したうえで、甲土地の登記名義をBに移転した。Aは、2014 年 12 月 1 日にこの事実を知ったが、そのまま放置した。
- (3) Bは、2016 年頃より、消費者金融から借金を繰り返すようになり、2017 年 7 月頃には借金の額が膨らんで返済に窮するようになった。そこでBは、甲土地の登記名義がBのままになっている状況を奇貨として、甲土地を売却して、その売却代金をもって借金を返済しようと考えた。そしてBは、2017 年 9 月 1 日に、Cとの間で、甲土地を 3000 万円で売買する契約（本件売買契約①）を締結した。Cは、本件売買契約①締結当時、BがAに無断で甲土地の登記名義をBに移転したという事情を全く知らず、Bが甲土地の所有者であると信じていた。
- (4) CはBに対して、2017 年 9 月 5 日に甲土地の売買代金 3000 万円を全額支払い、そのうえでBに対して甲土地の登記名義をCに移転するよう求めたが、Bはこれに応じなかった。

〔問 1〕 Bは、2017 年 9 月 15 日、知人であるDとの間で甲土地を 1500 万円で売買する契約（本件売買契約②）を締結し、同日付でBからDへの所有権移転登記が行われた。Dは、本件売買契約②締結当時、BがAに無断で甲土地の登記名義をBに移転していたことを知っていたが、2017 年 9 月 1 日にB C間で本件売買契約①が締結されたことについては知らなかった。

この場合における、甲土地をめぐるC D間の法律関係について説明しなさい。

〔問 2〕 Aは、2017 年 10 月 1 日、不動産業者Eとの間で、甲土地を 2500 万円で売買する契約（本件売買契約③）を締結し、同日、甲土地を引き渡した。

この場合における、甲土地をめぐるC E間の法律関係について説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

法人格のない団体が、民事訴訟の当事者となる場合に生じうる訴訟法上の問題について、簡潔に説明しなさい。

〔問 2〕

Xが、Yを被告として、ある土地（以下、「甲地」という）がXの所有に属する旨の確認を求める訴え（以下、「前訴」という）を提起した。前訴において、Xの請求を認容する旨の判決（以下、「前訴判決」という）がなされ、前訴判決が確定した。その後、Yが、Xを被告として、甲地がYの所有に属する旨の確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を提起した。本訴は、前訴判決の既判力との関係で、どのように処理されるべきか。論拠を示して説明しなさい。なお、前訴判決の基準時（標準時）以降、X Y間で甲地に係る実体関係に変動がないことを前提に検討しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**
【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 下記の（1）および（2）に簡潔に解答しなさい。

- （1）会社法上の大会社は、公開会社でも非公開会社でも、会計監査人を置かなければならないか。根拠条文とそのような規律を設ける理由とともに簡潔に説明しなさい。
- （2）株式会社の設立に際し、現物出資が行われる場合、会社法28条1号所定の事項を原始定款に記載しなければ、その効力を生じないとされるのはなぜか。

〔問2〕

A株式会社は発行済株式総数1000株、資本金1000万円の会社法上の公開会社である。XはA社の創業者でA社株式600株を保有している。Xは平成25年に取締役を退任し、以降A社の役員等に就任していない。

A社代表取締役B（持株数100）は、Xと折り合いが悪く、もっぱらXのA社の支配力を奪い取り、BによるA社支配を確立するため、取締役会決議を経て、平成29年10月1日を払込期日として、Bが設立したC株式会社及びその関係者4名に合計900株の新株発行（本件新株発行）を行った。Bは、本件新株発行についてXら株主に直接通知することを意図的に避け、A社の定款所定の公告方法である官報による公告を行っていた。なお本件新株発行は、有利発行ではなく、また会社法206条の2には該当しない。

Xは、平成30年1月10日に本件新株発行が行われたことを知り、その効力を否定するための訴えを提起した。Xの請求は認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

〔問 1〕

民法 94 条 2 項の類推適用についての理解を問うものである。

〔問 2〕

民法 94 条 2 項の類推適用によって保護される第三者と真の権利者からの譲受人との法律関係についての理解を問うものである。

問題 2

〔問 1〕

民訴法 28 条および同 29 条についての理解を問う問題である。

〔問 2〕

既判力の作用についての理解を問う問題である。

問題 3

〔問 1〕

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）の正確な理解を問う問題である。

〔問 2〕

問 2 は、公開会社における新株不公正発行が、新株発行無効の訴えの無効事由にあたるかに関する問題である。最判平成 6 年 7 月 14 日判時 1512 号 178 頁を踏まえた解答が期待される。